

「気」をめぐる『墨子』の思考様式について

久富木 成 大

はじめに

一、「天地の情」とその変乱

二、「気」の人格化と鬼神

三、「気」の操作と戦争

おわりに

注

はじめに

戦国諸子思想家のなかでも、墨子は特に重視される存在であった。そのことは例えば『韓非子』（顕学第五十）に「世の顕学は、儒・墨となり。儒の至る所は孔丘なり。墨の至れる所は墨翟なり」と、孔子と並称されていることによってもわかるであろう。ただ学祖の墨子だけがそうであったのではない。弟子たちも多く重用され、栄えていた。『呂子春秋』（仲春紀第二當染）の、「（墨子の）後学の、天下に顕栄なる者は、あげて数うべからず」という表現にも、そのこと

はよくあらわれている。こうした記述の数々によって、先秦時代の墨家の思想の、社会への大きな影響についてもうかがうことができるであろう。

先秦時代に大きな力を持った墨家の思想は、早くも漢以後は絶学の状態におちいった。そうして、墨子およびその後学の思想を伝える『墨子』の書が日の目を見るようになったのは、文献解釈学がさかんになった清朝になってからのことであった。

一時の大きな流行にもかかわらず、社会的影響という点において墨子の思想が短命であったのは、思想の生命としての、独自性というところにおいて何か欠けるところがあつたのではないかということが考えられる。こうした考えから、小稿においては、どのような仕方によって墨子が社会を動かそうとしていたかということ、そこにあらわれた思考様式に独自性があるのかどうかということなどを検討してみたいと思う。戦国諸子の思想は、そのほとんどの主たる関心が社会をいかに営なみ動かすかということにあり、そこに思想の根幹があるように思われるからに外ならない。

一、「天地の情」とその変乱

一般的にいえば、ある物が別の物に影響を与えること、例えば動かすことなどによって、状況に変化が生ずることになる。こうした変化の規模には、小さなものから大きなものに至るまで、千差万別がある。われわれ人間にとつての世界、つまり天と地のあいだでも、各種各様の動きが止むことなく行われつづけている。

世の中にあるこうした動きの根本にあるものが何であるか、何が動き、動かされているのかということについて、『墨子』には以下のように述べられている。

○凡そ天地の間を回(めぐ)り、四海の内を包み、天壤の情、陰陽の和、有らざる莫し。至聖と雖も、更むる能はざるなり。何を以て其の然るを知るや。聖人傳ふることあり。天地には則ち上下と曰ひ、四時には則ち陰陽と曰ひ、人情には則ち男女と曰ひ、禽獸には則ち牡牝雄雌と曰ふ。眞に天壤の情、先王ありといへども、更むる能はざるなり。(凡回於天地之間、包於四海之内、天壤之情、陰陽之和、莫不有也、雖至聖不能更也、何以知其然、聖人有傳、天地也則曰上下、四時也則曰陰陽、人情也則曰男女、禽獸也則曰牡牝雄雌也、眞天壤之情、雖有先王不能更也) 『墨子』卷之一 辭過第六

『墨子』によれば、天地のあいだにあるものの総ての変化・動きは、陰陽二氣の離合集散からなるところの変動そのものであると、いうことになる。そうして、その変動には基づくべきある秩序があるの

だと述べている。それを「天壤の情」、つまり「天地の心」と、墨子は名づけている。

天地のあいだには、陰氣・陽氣の二氣があまねく行きわたり、めぐっている。しかし、すでにみてきたように、無秩序無方向にそれらは流動しているのではない。天と地との意志によってある種の調和が、そこにはもたらされていると墨子はいった。

その例として、秩序の主体である天と地のあいだでさえも、天が上、地が下という位置関係が厳然として存在しているとす。それは多分、軽い陽氣が上に昇り、天を構成し、重い陰氣が下つて地を形成するということを、墨子とはとらえて、前述のごとく述べているのだと見てよいであろう。

また、四季の移りかわりにおいて、春と夏には暖性の陽氣が多く存在し、秋冬には冷性の陰氣が多くを占めるといふあり方で、調和が形成されると、ここではいふ。

さらに、人間であれば、天地の意志によって形ち作られたとされる陰陽二氣の調和のあり方によって、男女の別が生じてくる。より陽氣が多きを占める割合のもとに男が、より陰氣が多きを占める割合のもとに女が生まれる。

同様にして、動物であれば牡牝、あるいは雌雄の区別が生じてくる。これら個々の物体、現象にあらわれる調和は、天地の心によって支えられ、不動のものとして、古来あるのであると『墨子』では述べられている。

ここに挙げた天地・四季・男女・禽獸は、天地の心に由来する、氣の調和が作り出したものの総てではない。当然のことではあるが、

それらは天地の間の万物ともいわれるところの、存在物のごく一部分を任意にとり出して述べたものにすぎない。

天地の間には、天地の心が作り出した陰陽二気の状態が満ちており、結局のところ世界は、調和そのものであらうと思われがちである。この世界の調和は、しかしながら普遍的、恒常的、固定的なものであるであらうか。墨子はこの点については、どのような立場をとっているのか。このことを考える手初めに、この章の冒頭に引いた『墨子』の篇名、「辞過」について、その意味を解き明かすことを行なってみよう。ここに、その答えの一端があると思われるからである。

この篇名については、古来、以下のように解されている。

○畢云ふ。辭受の字は受に从ふ。經典は假借して此を用ふ。過は、宮室・衣服・飲食・舟車・蓄私、五者の過を謂ふ。(畢云、辭受之字从受、經典假借用此、過、謂宮室衣服飲食舟車蓄私、五者之過也。)

『墨子問詁』卷一)

まず、「辞過」の「辞」についてであるが、畢沅によると、この「辞」の字は本来は「辭」であるべきであるが、「辞」「辭」二字は假借用法によって通用されているという。下の「辭」の字義については、例えば字典では「卻けて受けざるなり。推辞、辞讓の如し。(辞は)本と辭に作る。今二字多く通じて用ふ。」のように説かれる。「しりぞける」、あるいは「捨て去る」といふいみにとつてよい。

「辞過」の「過」の方には、畢沅の注にしたがえば、宮室等を過度に贅沢にすることであるといっているのであると、とるべきであらう。

これらのことを総合してみると、この「辞過」の篇名の意味するところは、「過度の奢侈をしりぞける」ということになるであらうと思われる。

では、退けられるべき奢侈の実態は、どのようなものとされているのであろうか。先に畢沅があげた五項目について、それらは『墨子』のなかで個別に列挙されているのであるが、それらを具体的に見ていきたい。

まず初めにとり上げられているのは、宮室、つまり宮殿についてである。

○子墨子曰く、古の民、未だ宮室をつくることを知らざりし時、陵阜に就きて居り、穴して處り、下は潤濕にして民を傷ふ。故に聖王作(おこ)りて宮室をつくれり。宮室をつくる法に曰く、室の高さは以て潤濕を辟くるに足り、邊は以て風寒を圍ぐに足り、上は以て雪霜雨露を待つに足り、宮牆の高さは、以て男女の禮を別かつに足る。此れを謹めば則ち止む。凡そ財を費し、力を勞して利を加へざるものは、爲さざるなり。其の常役を以て其の城郭を脩めれば、則ち民は勞すれども傷つかず。其の常正を以て其の租税を収めれば、則ち民は費せども病まず。民の苦しむ所の者は此れにあらざるなり。厚く百姓に作斂するに苦しむ。是の故に聖王は宮室を作り爲して生に便にし、以て觀樂を爲さざるなり。衣服帶履を作り爲して身に便にし、以て辟怪を爲さざるなり。故に身に節して民を誨ふ。是を以て天下の民は得て治むべく、財用は得て足るべし。當今の主、その宮室を爲るは則ち此と異なる。必ず厚く百姓に作斂し、民の衣食の財

「氣」をめぐる『墨子』の思考様式について (久富木成大)

を暴奪し、以て宮室の臺榭、曲直の望、青黄刻鏤の飾をつくる。宮室をつくること此のごとし。故に左右みな之に法象す。ここに以て其の財は以て凶饑を待ち、孤寡をにぎわすに足らず。故に國は貧しくして民は治め難し。君、實に天下の治を欲して其の亂を惡まば、當に宮室を爲ること、節せざる可からず。(子墨子曰、古之民未知爲宮室時、就陵阜而居、穴而處、下潤濕傷民、故聖王作爲宮室、爲宮室之法曰、室高足以辟潤濕、邊足以圍風寒、上足以待雪霜雨露、宮牆之高、足以別男女之禮、謹此則止、凡費財勞力不加利者不爲也、以其常役脩其城郭、則民勞而不傷、以其常正収其租稅、則民費而不病、民所苦者非此也、苦於厚作斂於百姓、是故聖王作爲宮室、便於生、不以爲觀樂也、作爲衣服帶履、便於身、不以爲辟怪也、故節於身、誨於民、是以天下之民可得而治、財用可得而足、當今之主、其爲宮室則與此異矣、必厚作斂於百姓、暴奪民衣食之財、以爲宮室臺榭曲直之望、青黃刻鏤之飾、爲宮室若此、故左右皆法象之、是以其財不足以待凶饑振孤寡、故國貧而民難治也、君實欲天下之治而惡其亂也、當爲宮室不可不節 〓 『墨子』卷之一 辭過第六)

墨子は先ず家屋の起源について述べる。そうして家屋が作られるようになってからの、当時の建築の方針とでもいうようなもの言及する。この方針を墨子は聖人である王が定めたものとして、「宮室を爲(つく)る法」と呼んだ。それは以下のような内容をもっている。

(一)居室の高さは、湿気を避けることができさえすればよい。

(二)家の壁は、外から吹き込む風や寒気を防ぐことができさえすればよい。

ばよい。

(三)屋根は、雪や霜や雨や露を防ぎ、さえぎることができさえすればよい。

(四)家をめぐる垣根の高さは、外にいることの多い男性の目から、家の中で過ごすことの多い女性のプライバシーが守れるだけの高さがありさえすればよい。^③

聖王の定めたという家屋建築にかかわる「法」は、このように簡潔なものである。そうして、その主張するところも「実用」の一言に尽きる。このような観点から、王侯の家屋、つまり宮殿も築かれたのであると、墨子はいう。だから、そのために賦役を要求された人民にも、格別の負担がかかることはなかった。こうして民の反感をかうこともなく、そのため統治も行ないやすくなる。しかもまた、宮殿建築の費用が節約されることから、財政にも無理がかからなくなり、国家財政にゆとりが生じ、国家の運営にも支障が生じなかった。

しかし墨子の当時には、様相はこれと異なっているという。支配者たちは宮殿の建設に多額の費用をかけた。そのための財政は、すべて人民から税金としてとりたてた。多大の苦勞がこうして人民にかかり、人民からしぼりとった税金で必要以上の高さの楼台が人君のために建てられた。また、過度の裝飾を施したきらびやかな宮殿が作られた。主君のこのやり方に重臣たちも見ならうようになる。

国家をいとなむための財政は、こうして支配者の個人的な奢侈に費やされ、国家は貧しさにあえぐような状態におちいる。そうして、これに反感をいだく人民が多くなり、政治そのものが支配者にとつ

て困難なものとなる。そこには、反乱がおこりかねない雰囲気が強まってきたのである。

家屋をめぐる奢侈の流行の弊害はこのようであった。墨子がついで述べる「衣服」をめぐるありようは、どのようなものであったのであろうか。

○古の民、未だ衣服を爲ることを知らざる時、皮を衣とし、菘を帶とし、冬は則ち軽くして温かならず、夏は則ち軽くして清しからず。聖王おもへらく、人の情に中らずと。故に婦人を作誨して絲麻を治め、布絹を梱ねて以て民の衣を爲る。衣服を爲るの法、冬は則ち練帛の中、以て軽くして且つ清しきに足り、夏は則ち絺綌の中、以て軽くして且つ暖たるに足り、夏にして則ち止む。故に聖人の衣服を爲る、身體に適し、肌膚に和すれば足り、耳目に榮んにして愚民に觀せしむるにあらざるなり。是の時に當りては、堅車良馬も貴ぶことを知らず。刻鏤文綵も喜ぶことを知らず。何となれば則ち其の道とする所の然ればなり。故に民の衣食の財、家ごとに以て早水凶饑を待つに足るものは何ぞや。其の自ら養ふゆゑんの情を得て、外に惑はざればなり。是を以て其の民、儉にして治め易く、其の君、財を用ふることを節にして瞻り易し。府庫實滿、以て不然を待つに足り、兵革やぶれず、士民勞れず、以て不服を征するに足る。故に霸王の業天下に行ふべし。當今の王、其の衣服を爲る則ち此と異なり、冬は則ち輕煖、夏は則ち輕清、皆すでに具はるも、必ず厚く百姓に作斂し、民の衣食の財を暴奪して、以て錦繡文采靡曼を爲してこれを衣、鑄金以て鈎となし、珠玉以て佩とな

「氣」をめぐる『墨子』の思考様式について

(久富木成大)

す。女工は文采を作り、男工は刻鏤を作りて以て身の服となす。此れ煖の情に益すると云ふに非るなり。財を彈し力を勞し、畢くこれを無用に歸す。此を以て之を觀れば、其の衣服を爲るは身體のためにするにあらず、皆觀好のためにするなり。是を以てその民淫僻にして治め難く、其の君奢侈にして諫め難し。夫れ奢侈の君を以て、淫僻を好むの民を御す。國の亂ることなからんことを欲すとも、得べからざらん。君實に天下の治を欲して、其の亂を惡まば、當に衣服を爲るや節せざるべからず。

(古之民未知爲衣服時、衣皮帶菘、冬則不輕而溫、夏則不輕而清、聖王以爲不中人之情、故作誨婦人、治絲麻、梱布絹、以爲民衣、爲衣服之法、冬則練帛之中、足以爲輕且暖、夏則絺綌之中、足以爲輕且清、僅此則止、故聖人之爲衣服、適身體、和肌膚而足矣、非榮耳目而觀愚民也、當是之時、堅車良馬不知貴也、刻鏤文采不知喜也、何則其所道之然、故民衣食之財、家足以待早水凶饑者何也、得其所以自養之情、而不惑於外也、是以其民儉而易治、其君用財節易瞻、府庫實滿、足以待不然、兵革不頓、士民不勞、足以征不服、故霸王之業、可行於天下矣、當今之王、其爲衣服則與此異矣、冬則輕煖、夏則輕清、皆已具矣、必厚作斂於百姓、暴奪民衣食之財、以爲錦繡文采靡曼之衣、鑄金以爲鈎、珠玉以爲佩、女工作文采、男工作刻鏤、以爲身服、此非云益煖之情也、彈財勞力、畢歸之於無用也、以此觀之、其爲衣服、非爲身體、皆爲觀好、是以其民淫僻而難治、其君奢侈而難諫也、夫以奢侈之君、御好淫僻之民、欲國無亂不可得也、君實欲天下之治、而惡其亂、當爲衣服不可不節。『墨子』卷之一 辭過第

六)

ここでもまた、衣服を作ることのよりよき原則について述べている。それを聖王にことよせて述べるのも前節と同じである。それを「衣服を作る法」と、ここではいう。そして、その「法」の内容とされていることは、以下の二点である。

(一)冬はねり絹の内衣をきて、軽く暖かであれば十分である。

(二)夏は葛布(くずぬの)の内衣を着て、軽くて涼しくしさえあればよい。

春と秋については述べないが、冬と夏の衣服により、適宜に加減すればよいことであろう。ここで述べられているのもまた、簡素ということである。

衣服について、右にのべたことが守られているかぎり、人民の生活の態度万般は簡素であり、統治者の統治を人民はすなおに受け入れるであろうということも、自然な見方であろう。人民の上になつて、君主も当然のこととして簡素な生き方をする。国の上下をあげて、人々の生活がこのように簡素節儉なものとなれば、ここに墨子もいうように、国庫も豊かになり、戦力もそのために充実し、覇を外国に對してとなえるに至るようになるということも理由のないことではない。たかが衣服が、国勢を左右するという墨子の説は、十分に説得的であるといえよう。

しかし、当今の支配者達の衣服に對する態度は、墨子がこれまで説いているような、理想的なものではない。それに大きく反して、君主は民から重税をとりたて、国庫の費用を乱用して衣服をかざりたてている。衣服が寒暑に適應するためのものとしての本質をすて

て、墨子のいうところの「觀好」、つまり「みえ」のためのものと変化しているのである。衣服をめぐるこの風潮が国内に流行すれば、どのようなことがおこるか。人民はうわべだけで実がなくなり、よこしまとなる。そこには墨子もいうように、奢る君主が、よこしまな民を治めるといふ凶式が成立することになる。国が乱れるのも当然のことである。衣服を節儉にするかどうかということの重大さが、ここに至って、よくわかるであろう。

墨子の説く、避けなければならぬ過度のことのうち、第三のものは飲食についてである。墨子はそれを以下のごとく説く。

○古の民、未だ飲食をつくることを知らざりし時、素食して分處せり。故に聖人たちが男に耕稼樹藝を誨へ、以て民の食をつくらしむ。其の食をつくるや、以て氣を増し虚を充たし、體を彊くし腹に適ふに足るのみ。故に其の財を用ふること節に、其の自ら養ふこと儉に、民は富み國は治まる。今は則ち然らず。厚く百姓に作斂し、以て美食芻豢蒸炙魚鼈をつくる。大國は百器を累ね、小國は十器を累ね、前は方丈なり。目は徧く視ること能はず、手は徧く操ること能はず、口は徧く味ふこと能はず。冬は則ち凍冰し、夏は則ち餲饘す。人君飲食をつくること此の如し。故に左右これに象る。是を以て富貴なる者は奢侈し、孤寡なる者は凍餒す。亂ること無からんと欲すと雖も、得べからざるなり。君、實に天下の治を欲して其の亂を惡まば、當に飲食をつくること、節せざるべからず。(古之民未知爲飲食時、素食而分處、故聖人作誨男耕稼樹藝、以爲民食、其爲食也、足以增氣充虛、彊體適腹而已矣、故其用財節、其自養儉、民富國

治、今則不然、厚作斂於百姓、以爲美食芻豢蒸炙魚鼈、大國累百器、小國累十器、前方丈、目不能徧視、手不能徧操、口不能徧味、冬則凍冰、夏則餲醢、人君爲飲食如此、故左右象之、是以富貴者奢侈、孤寡者凍餒、雖欲無亂、不可得也、君實欲天下治而惡其亂、當爲飲食不可不節」『墨子』卷之一 辭過第六

飲食についても、例によって「聖人」が「法」を与えたことになっている。原文ではそのことは、「其爲食也」となっている。しかし、「其爲食之法」とあるのが、これまでの『墨子』の文章からしてあるべき表現である。ここではそれが省略されたかたちをとっているのである。

飲食物について聖人が立てた原則は、ここに引いた文章では以下のごとくなっている。

(一) 氣を充実させること。

(二) 腹を満たすこと。

墨子は、食物が人間の氣力を充実させるものである、つまりエネルギー源であることを知っていた。その説くところによると、飲食を行うことによって、「氣」の不足している部分、つまり体内の「虚」なる部分が充実させられるのであるということになる。食物の必要性は、二点、つまり「虚」を充実させることと、空腹感を満たすということにつきているのであるが、この目的でならば、食物は贅沢をしりぞけて、十分に節約されたところへ行きつくべきものであろう。

ところが、飲食の場合においても当今の人君は、それを質素なものにしようとしないう、人民からしほりとった税金で美食のかぎりを尽くしている。人君の食卓には、目もとどかないほどの広さに、数

えきれないほどの皿数がならべられている。それらの皿のなかには、牛羊や犬豚の肉料理、蒸しもの、あぶりもの、魚やスッポン料理と、いうように美食のかぎりが盛りつけられているというぐあいであった。こうなると、古えの聖王の説く飲食の法を、遠く逸脱し、奢侈そのものの領域に入りこんでいるとしかいいようがない。

人君の飲食についてのこのような奢りぶりは臣下にも広がる。こうした支配者たちの贅沢はすでにふれたように、人民の税金を使つてなされるものである。そのため人民は凍え、飢えるという状況のもとで苦しまねばならない。人民の心が支配者から離れてしまい、支配者たちの統治は困難を極めるようになる。その結果、叛乱が生ずるようになるのである。人君やその他の支配者たちが飲食を節約するかどうかは、このように大きな問題につらなるのであると墨子はいう。

天地の間、つまり人間にとつての世界のなかにあつて、その安定を乱すものとして、墨子が第四番目にとりあげるものは「舟車」についてである。

○古の民、いまだ舟車をつくることを知らざりし時、重任は移さず、遠道は至らず。故に聖王たちて舟車をつくり、以て民の事に便にす。其の舟車をつくるや、全固輕利にして、以て重きに任じ遠きに致すべく、其の財を用ふるをなすこと少くして、利をなすこと多し。是を以て民樂しみて之を利す。法令は急にせずして行はれ、民は勞せずして上用ふるに足る。故に民これに歸す。當今の主、其の舟車をつくるは此と異なれり。全固輕利は、皆すでに具はる。必らず厚く百姓に作斂して、以て舟車を

「氣」をめぐる『墨子』の思考様式について

(久富木成大)

飾る。車を飾るに文采を以てし、舟を飾るに刻鏤を以てす。女子はその紡織を廢して文采を脩む。故に民寒し。男子はその耕稼を離れて刻鏤を脩む。故に民飢う。人君舟車をつくること此の若し。故に左右これに象る。是を以てその民の飢寒ならび至る。故に姦妄をなす。姦妄多ければ則ち刑罰深し。刑罰深ければ則ち國亂る。君、實に天下の治を欲して其の亂を惡まば、當に舟車をつくること節せざる可からず。(古之民未知爲舟車時、重任不移、遠道不至、故聖王作爲舟車、以便民之事、其爲舟車也、全固輕利、可以任重致遠、其爲用財少、而爲利多、是以民樂而利之、法令不急而行、民不勞而上足用、故民歸之、當今之主、其爲舟車與此異矣、全固輕利、皆已具矣、必厚作斂於百姓、以飾舟車、飾車以文采、飾舟以刻鏤、女子廢其紡織而脩文采、故民寒、男子離其耕稼而脩刻鏤、故民飢、人君爲舟車若此、故左右象之、是以其民飢寒並至、故爲姦妄、姦妄多則刑罰深、刑罰深則國亂、君實欲天下之治而惡其亂、當爲舟車不可不節)『墨子』卷之一 辭過第六

舟や車を作ることについて、聖人が設けたという原則、ないしは法則についてここでは「その舟車をつくるや云々」という。原文はさきの飲食の場合と同じく、「法」の文字が省略されているのである。その「法」の内容は以下のとおりである。

(一)安全で丈夫であり、重い荷物を遠くまで運べること。

(二)建造費がかさまず、その舟車によって利益があること。

これも実用・節約が主体となった法則である。これに則れば、舟車を作っても、税金を無駄に使うことにならず、しかも人民に多大

の利益さえ与えることができるのであると、『墨子』には述べられている。そのためこのような舟車を作った人君を、人民は敬愛するようになったという。こうして舟車の建造そのものが世の中の安定のよき原因となったのであると墨子はいう。

一方、墨子の当時、このことについて君主はどのような状況であったのか。聖人の「法」によれば、舟車に求められることの第一は安全で丈夫であるということであった。ところが当時の主君の求める舟車の条件はそうではなく、美しいということであったのである。

こうして車には「文采」、つまり美しい織物のカーテンをかけ、舟には見事な彫刻を施すことが流行した。このため人民たち、ことに女性は、主な仕事であるごくふつうの布を織る仕事を奪われ、もっぱら主君の車にかけるカーテンを織らされる。男たちは主君の舟に彫刻をほどこすことになり出され、その本来の仕事である農作業にとりかかれぬ。

こうして主君の舟車にかかわる贅沢のために、人民は寒さと飢えに苦しめられる。当然のこととして、彼らは君主やその臣下たちを憎むようになる。そのため治安は乱れがちとなり、刑罰がひんぱんに発動される。人民の不満は大きくなる一方である。主君やその臣下たちの舟車をめぐる奢侈が、天下の秩序を乱し、天下をくつがえすというような事態をひきおこす原因となってくるのも、当然のことであるのである。

墨子のあげる、天地転覆の大混乱をもたらす五つの原因のうち、第五番目のものは妃妾を養うということに対してである。墨子は以下のごとくいう。

○上世の至聖と雖も必ず私を蓄ふ。以て行を傷つけず。故に民は怨むこと無し。宮に拘女無し。故に天下に寡夫なし。内に拘女なく、外に寡夫なし。故に天下の民おほし。當今の君、其の私を蓄ふるや、大國は拘女千を累ね、小國は百を累ぬ。是を以て天下の男は多く寡にして妻なく、女は多く拘せられて夫なし。男女時を失ふ。故に民少し。君、實に民の衆からんことを欲して其の寡きを惡まば、當に私を蓄へること節せざる可からず。

(雖上世至聖必蓄私、不以傷行、故民無怨、宮無拘女、故天下無寡夫、内無拘女、外無寡夫、故天下之民衆、當今之君、其蓄私也、大國拘女累千、小國累百、是以天下之男多寡無妻、女多拘無夫、男女失時、故民少、君實欲民之衆而惡其寡、當蓄私不可不節。『墨子』卷之一 辭過第六)

このことについては、聖人の「法」については言及していない。墨子が特にここでは自らの意見を、以下のごとく述べ付している。

(一)内に拘婦が少ない。

(二)外に寡夫が少ない。

聖人の妻妾を蓄える仕方は極めて小規模であり、宮中に多数の女性を拘束することがなかった。そのため民間に結婚できずに悩む女性がなく、男性の方でも壮年になりながら結婚相手が見つからず、心の荒んだ人もいない。それはいわば、『孟子』にいうところの、以下のようなあり方と似通うところがあつたといつてよいであろう。

○王曰く、寡人疾あり、寡人色を好む。對へて曰く、昔者大王色を好み、その妃を愛せり。詩に、古公亶甫、來朝、馬をはせて西水の濇に率ひ、岐の下に至り、ここに姜女ついに背いおれ

「氣」をめぐる『墨子』の思考様式について

(久富木成大)

りといへり。是の時に當りては、内に怨女なく、外に曠夫なし。王もし色を好むも、百姓とこれをともにせば、王たるにおいて、何か有らん。(王曰、寡人有疾、寡人好色、對曰、昔者大王好色、愛厥妃、詩云、古公亶甫、來朝走馬、率西水濇、至干岐下、爰及姜女、聿來胥宇、當是時内無怨女、外無曠夫、王如好色與百姓同之、於王何有。『孟子』卷第二 梁惠王章句下)

ここで大王といつてゐるのは、周の文王の祖父古公亶甫である。孟子は古公亶甫の秩序ある夫婦関係の好さを述べ、それが人民によい影響を与えることをいう。大王の好色は民に害を与えることがなかつた。民とともに好色を楽しむところがあり、その証拠として、「内に怨女なく、外に曠夫なし」というふうに、民のあいだの男女関係もうまくいつていた。

人君の秩序ある男女関係は、人民によい影響を与え、政治を安定的なものにしてくれるというのである。

墨子がここに述べる先聖の蓄妾も、秩序正しくひかえ目におこなわれ、人民に犠牲を少しも強いるところの無いものであつた。ところが墨子の見る当代の君主の妃妾についてのあり方は、先聖のそれとは大きく異なるものであつたのである。

墨子の当時、大きな国では後宮に数千人の宮女を拘束している。小さな国でも数百人の女性を後宮に侍らせて外に出さない。その結果、夫のいない女、妻のいない男がたくさんいた。そのために、それらの国々では、人口が著しく減少する傾向が出てきた。これは国力の疲弊を来たすところの重大な出来事である。国体はこれによつて混乱し、国力は弱体化し、亡国につらなる重大な現象ともなつたの

である。君主たるもの、妻妾を養うには、十分の節制をもってしなければならぬわけである。

以上のべた五つの物事、宮室・衣服・飲食・舟車・蓄妾をめぐる君侯の奢侈が、国政の混乱を引きおこすものになるのであるという墨子の主張をみてきた。しかしながら、こうした混乱の種子があるにもかかわらず、すでにこの章の冒頭でのべたように、天地の間には「天地の情」としての安定的な秩序の要素があるのであった。

「天地の情」の作り出した安定した秩序は、いわば一つの堅固な「物」として、天地の間に存在する。ところが、ここにこれまで述べたところでは、前記の五つの物事についての君侯たちの奢侈は、「天地の情」の造り出したはずの堅固な秩序を、墨子の説くところでは粉々に砕いてしまうのであった。具体的にはそれは、国家および諸侯国の混乱と滅亡とを意味するのである。この間の事象を、墨子は以下のように解釈する。

○凡そ此の五者は聖人の儉節する所なり。小人の淫佚する所なり。儉節すれば則ちさかんに、淫佚すれば則ち亡ぶ。此の五者は節せざる可からず。夫婦節して天地和(やはら)ぎ、風雨節して五穀孰し、衣服節して肌膚和(やはら)ぐ。(凡此五者、聖人之所儉節也、小人之所淫佚也、儉節則昌、淫佚則亡、此五者不可不節、夫婦節而天地和、風雨節而五穀孰、衣服節而肌膚和、墨子」卷之一 辭過第六)

五つの物事についての儉節約制は聖人のことであると墨子はいう。また君侯たちの種々の奢侈は淫佚のことと位置づけ、それらを激しく嫌悪し、小人の行為として墨子は指弾して退ける。

聖人の「法」にしたがうこと、それはまた聖人自身が節制の実行によって生み出した生活、治政の方法である。それによって国は昌(さか)える。前述の「天地の情」にもとづく秩序は、ここでいう聖人の法による秩序と、現象上一致する。そのため、聖人とは「天地の情」にそうかたちで、社会の平和と秩序を作り出す人物であるのだということができよう。反対に小人は淫佚により、「天地の情」に出来るだけ遠ざかる行為によって、国を亡ぼしてしまうのである。したがって、天地の情の産物たる堅固な安定と秩序を、小人が失政により破壊するということを、この間の事情は物語っている。

聖人にしろ、小人にしろ、人間である。そうした人間の、「天地の情」の産物である社会の安定ということへの影響は無視できない大きさである。このことを、例えばここに引いた文章では墨子は以下のようにいう。「聖人でなくても、節儉の行為に忠実であれば、一組の平凡な庶民のなかの夫婦でさえも、そのことによって天地を感動させ、その天地の和合の成果を地上に実現させることが出来る」と。さらに、それは具体的には、「風雨に節度をあらしめ、五穀を十分に実らせることであられる」と。

話をこの章の冒頭にもどそう。「墨子」では天地の間の万物は、陰陽の「氣」の離合集散によって作られるのであるという見方が、一方にあった。この考えを、聖人は節儉により天地の間の秩序を、小人は淫佚によって地上に乱亡を実現するとする「墨子」の所説とを並べてみる。そうして、ここにいわれていることをそれぞれ連関させてとらえるならば、聖人の節儉の行為は、前述の「夫婦」と同じように天地を和合せようとする、最も強力な行為であることとら

えることができる。そうしてそこには、根底に「氣」の離合集散に影響を与えようとする事、さらにそれを明確にいえば、「氣の操作」という考えが深部には秘められていたとみてよいであろう。

『墨子』では、五事の節儉の行為によって「天地の情」に訴えることこそが、「氣」からなっている天地の間の良き秩序を確立するために、非常に有効な事として展開されている。そのため、墨子は、「氣」に強い関心をいだいていたと見ることができよう。

二、「氣」の人格化と鬼神

前章においては、聖人の「法」の数々によって天下の秩序が保たれたという墨子の見解を見てきた。墨子によれば、当今の乱れは、聖人の「法」が消失したことによるものであり、それはとりもなおさず「天地の情」による、天地の間にあるものの固定性を動かし、打ち乱すことによるのであった。聖人の「法」は、結果的にみて天地の間にある陰陽の氣のあり方を調和させ、「天地の情」を現出させる働きをしていたとすることができる。そのため、聖人の「法」こそはあるいみで天地の間に存在する「氣」を操作し、間接的に世界を安定に導く働きを持っていたのだと見られていたということがわかるのである。

このことに類似したことを、『墨子』では、また以下のようにいっている。
 ○子墨子言ひて曰く、昔、三代の聖王すでに没するに至るに逮び、天下義を失ひ、諸侯力正す。是を以て夫の人の君臣上下たるもの惠忠ならず、父子弟兄の慈孝弟長貞良ならず、正長の治を

聽くにつとめず、賤人の事に従ふにつとめざる存り。民の淫暴寇亂盜賊をなし、兵刃毒藥水火を以て無罪の人を道路率徑にとどめ、人の車馬衣裳を奪ひ以て自ら利するもの、並びに此れよりおこる。是を以て天下亂る。(子墨子言曰、逮至昔三代聖王既没、天下失義、諸侯力正、是以存夫為人君臣上下者之不惠忠也、父子弟兄之不慈孝弟長貞良也、正長之不強於聽治、賤人之不強於從事也、民之爲淫暴寇亂盜賊、以兵刃毒藥水火、退無罪人乎道路率徑、奪人車馬衣裳以自利者、竝由此作、是以天下亂)『墨子』卷之八 明鬼下第三十一)

ここでは、まず夏・殷・周三代の聖王が没したあと、天下に「義」、つまり道徳が失われてしまったという。第一章では、「失われたもの」を、五事に限定して述べたが、ここでは、それを更に拡大していつていることに注目せねばならない。

この、いわば「拡大」されたところの聖人の「法」について、ここではそれを君臣の上下のあり方として指摘している。したがって、ここのところは、第一章の文章にならえば、「夫為人君臣上下之法」(夫の人の君臣上下たるの法)とあるべきところである。そうしてこの「法」の内容をなすものとして、ここでは「惠」と「忠」をあげて言及している。「惠」は君から臣に対するあり方、つまり上から下に対しての道徳である。それと反対に、「忠」は、臣下から君上に対しておこなうべき道徳である。

つぎに、聖人の「法」に属すべきものとして、父子兄弟についてのあり方が述べられている。そうしてこれに関しての「法」は、「慈・孝・長・貞・良」であるとする。父の子に対するいづくしみに満ち

「氣」をめぐる『墨子』の思考様式について

(久富木成大)

たあり方が「慈」であり、子の父に対するあり方が「孝」である。また、兄弟のあいだにおいて、弟の兄に対するすなおなあり方が「弟」であり、兄の弟に対するやさしさに満ちた扱いのなかにあらわれているのが「長」である。さらに、ここに引かれた父子兄弟の人倫をつらぬく、一般的な道徳が「貞(正しい)」と「良(すぐれている)」であるといえるであろう。

三代が過ぎて、次の世に入るといことは、聖人の「法」が無くなり、忘れ去られてしまうことであり、その結果として、乱世が出現したと、墨子を見る。その乱れは、君侯が前述の「恵」を忘れ、それに応じて臣下が「忠」を尽くさなくなり、両者ともに政務を誠実に執らなくなったことにより引きおこされたものである。さらにまた、別の面からする乱れとして、国内の人々が、支配者も庶民もふくめ、「慈孝・弟長・貞良」の実践道徳をふみ行うことを忘れ、行動が粗野にして乱暴になったことに由来するものもあつた。これらの乱れた行為は止まるところを知らず、規模が拡大する。民の行為は叛逆となり、やがて武器・毒薬・水火を使用したの良民への略奪行為も生ずるようになってきた。

聖人の「法」が忘れされたことにより、このように乱世となつてしまつた日々を、人々は苦しみつつ送らねばならなくなつたわけである。ここではしかし、墨子は、乱はそれのみで生じたのではないという。この点が乱についての記述の、前章と同一でないところであり、注目に値する。以下のごとくである。

○此れ其の故は何を以て然るや。則ち皆、鬼神の有ると無きとの別に疑惑し、鬼神の能く賢を賞して暴を罰することに明らか

三三一

らざるを以てなり。今もし天下の人をして偕に鬼神のよく賢を賞して暴を罰することを信ぜしむれば、則ち夫れ天下豈に亂れんや。今、無鬼をとる者曰く、鬼神は固より有ること無し、と。且暮に以て天下を教誨して、天下の衆を疑はしむることをなす。天下の衆をして、皆、鬼神有無の別に疑惑せしむ、是を以て天下亂る。是の故に子墨子曰く、今、天下の王公大人君子、まことに天下の利を興し、天下の害を除かんことを求めんとほつせば、もとより鬼神の有ると無きとの別のごときは、將に以て此を明察せざるべからざる者なり、と。(此其故何以然也、則皆以疑惑鬼神之有與無之別、不明乎鬼神之能賞賢而罰暴也、今若使天下之人、偕信鬼神之能賞賢而罰暴也、則夫天下豈亂哉、今執無鬼者曰、鬼神者固無有、且暮以爲教誨乎天下、疑天下之衆、使天下之衆、皆疑惑乎鬼神有無之別、是以天下亂、是故子墨子曰、今天下之王公大人君子、實將欲求興天下之利、除天下之害、故當鬼神之有與無之別、將不可以不明察此者也。『墨子』

卷之八 明鬼第三十一

天下が乱れた理由は、すでに述べたように幾つかあるが、ここにその原因の重要なものとして、墨子は新たに、世人が鬼神の認識を二つの点で誤っているということを指摘する。

墨子はいふ。世の人々の誤ちは、その第一が鬼神が存在するかしないかの弁別にまどい、存在しないということにしてしまつてゐることである、と。第二は、鬼神が賢人を賞し、暴乱の人を罰するという事実を、(仮に鬼神の存在を信じているとする人でも)信じないということである、と。

したがって、天下の政治にたずさわる人々は、この二つの誤った認識をとり除くことに努めなければ、世の中は乱れる一方であるということになる。では、この第一の、鬼神の存在の弁別は、どのようにして成されるのであろうか。

○既に鬼神有無の別を以て、以て察せざるべからずと爲すのみ。

然らば則ち吾れ此を明察することを爲すは、其の説は將にいかにして可ならんとするか。子墨子曰く、此れ天下のいはゆる有と無とを察知する道にあずかり、必らず衆人耳目の實、有と亡を知るを以て儀となす者なり。請して之を聞き之を見んとすることあれば、則ち必らず以て有となす。聞くことなく、見ることもなければ、則ち必ず以て無となす。是の若くならば、何ぞ嘗て今に及ぶまで、生民より以來、また嘗て鬼神の物を見、鬼神の聲を聞きしこと有れば、則ち鬼神何ぞ無しと謂はんや。若し聞くことなく見ることなくば、則ち鬼神ありと謂ふべけんや。

(既以鬼神有無之別、以爲不可不察已、然則吾爲明察此、其說將奈何而可、子墨子曰、此與天下之所謂察知有與無之道者、必以衆人耳目之實、知有與亡、爲儀者也、請惑聞之見之、則必以爲有、莫聞莫見、則必以爲無、若是、何不嘗入一郷一里而問之、自古以及今、生民以來者、亦有嘗見鬼神之物、聞鬼神之聲、則鬼神何謂無乎、若莫聞莫見、則鬼神可謂有乎。『墨子』卷之八 明鬼下第三十一)

「物」が存在するということの証しとして、先ずそれが多くの人々の耳目にふれるということが重視されるべきであると、墨子はいふ。

「氣」をめぐる『墨子』の思考様式について (久富木成大)

多くの人々が鬼神の姿をその目で確認し、耳で鬼神の声を聞きとるということを経験するということがあるならば、もはや誰一人として鬼神の存在を疑うはずはないと墨子は主張する。では、墨子のいうように、鬼神の姿を目で見、鬼神の声を聞いたという人々ははたして多くいるのであろうか。

○今、無鬼を執るもの言ひて曰く、夫れ天下の鬼神の物を聞見すとなす者、勝げて計る可からず。また孰か鬼神有無の物を聞見すとなすや。子墨子言ひて曰く、若し衆の同に見る所と、衆の同に聞く所とを以てすれば、則ちむかし杜伯の若きものはなり、と。周の宣王、その臣杜伯を殺して辜あらず。杜伯曰く、吾が君、我を殺して辜あらず。若し死者を以て知る無しと爲さば則ち止む。若し死して知ること有らば、三年を出でずして、必らず吾が君をして之を知らしめん、と。其の後三年、周の宣王、諸侯を合して圃に田(かり)す。田車數百乘、徒數千人、野に滿つ。日中して、杜伯、白馬の素車に乗り、朱衣冠し、朱弓を執り、朱矢を挟み、周の宣王を追ひて之を車上に射る。心(むね)に中り、脊を折り、車中に墮れ、弋に伏して死す。是の時に當り、周人の従ふ者は見ざる莫く、遠き者は聞かざる莫く、著はして周の春秋に在り。君爲る者は以てその臣を教へ、父爲る者は以て其の子を讒めて曰く、之を戒めよ、之を愼めよ。凡そ不辜を殺す者は、其の不祥を得、鬼神の誅せんこと、此の若くこれ愼懃なり、と。この書の説を以て之を觀れば、則ち鬼神の有ること、豈に疑ふ可けんや。(今執無鬼者言曰、夫天下之爲聞見鬼神之物者、不可勝計也、亦孰爲聞見鬼神有無之物哉、子

「気」をめぐる『墨子』の思考様式について (久富木成大)

墨子曰、若以衆之所同見、與衆之所同聞、則若昔者杜伯是也、周宣王、殺其臣杜伯而不辜、杜伯曰、吾君殺我而不辜、若以死者爲無知則止矣、若死而有知、不出三年、必使吾君知之、其後三年、周宣王合諸侯而田於圃、田車數百乘、徒數千人、滿野、日中、杜伯乘白馬素車、朱衣冠、執朱弓、挾朱矢、追周宣王、射之車上、中心、折脊、殪車中、伏弋而死、當是之時、周人從者莫不見、遠者莫不聞、著在周之春秋、爲君者以教其臣、爲父者以教其子、曰、戒之慎之、凡殺不辜者、其得不祥、鬼神之誅、若此之懣懣也、以若書之說觀之、則鬼神之有、豈可疑哉。『墨子』卷之八 明鬼下第三十一)

鬼神が有るか無いかということについて、多くの人々がその姿と声とを確認した例として、ここに引いた文章に明らかのように墨子は、「周の春秋」にその記述があるとしてそれを紹介する。

これは墨子の時代を約四百くらい溯った西周末の、宣王の時代の出来事である。

周の宣王が、伯爵である杜国の領主を刑殺した。しかし、杜伯は無罪であり、その刑は正当性を欠いた、重すぎるものであった。杜伯は刑が執行される前に、つぎのように述べて死地について、「自分は無罪だ。にもかかわらず吾が君は私を殺そうとされる。もし死者に靈魂がないというなら、このような殺し方をされても何事もおこらないだろう。しかし、死後に靈魂が生きのこるものならば、三年以内に私の靈魂は、王にきびしい仕返しをするであろう」と。

その三年後、周の宣王は諸侯をひきつれて野原にいき狩猟をした。狩りに参加した戦車は数百台、徒卒数千人あり、それらが野に満ち

ていた。

正午ごろ、三年前に刑殺されたはずの杜伯が突然にその狩りの場にあらわれた。白馬の引く白木造りの車にのり、朱の衣冠をつけ、朱の弓をとり、朱の矢をたばさんで、周の宣王を追いまわし、ついに車上で射殺した。矢は胸に命中し、背骨にあたってその骨を折った。こうして宣王は弓袋の上に伏して死んだ。

この時の出来ごとは、その時狩りの場にいた人々は皆、実際に見た。またこの話しは遠くにいた人々にまで詳細に伝わった。さらに周王朝の公式の記録にも記録された。その記録の内容は以下のごとくである。「この出来ごとによって、君主は臣下をいましめよ。父は子に教えよ。『戒めよ、慎めよ、無罪のものを殺すと鬼神の罰を受けることがこのように確かでかつ速やかである』と」。

墨子は多くの周人の耳目と、それにもとづいた記録、『周春秋』の記述を根拠として、鬼神の存在と、その鬼神の下す応報の懲罰のたしかさを強調して述べている。

では、このような鬼神とはそもそも何ものであり、これまで述べられた以上に、さらにどのような性格のものとして、墨子にはとらえられているのであろうか。

○今、無鬼を執る者曰く、意ふに親の利にあたらず、孝子たるを害するかと。子墨子曰く、古今の鬼たる、他に非ず。天の鬼神あり、また山水の鬼神なる者あり。また人死して鬼となるもの有り。今、子、その父に先だちて死し、弟、其の兄に先だちて死す者あり。意ふに然らしむと雖も、然り而うして天下の陳物に曰く、先に生るる者は先に死すと。是の若くんば、則ち先

に死する者は父に非ずんば則ち母、兄に非ずんば而（すなは）ち姒なり。今、絜く酒醴菜盛をつくり、以て祭祀を敬慎す。もし鬼神をしてまねいて有らしめば、是れ其の父母姒兄を得て、これを飲食せしむるなり。豈に厚利に非ずや。若し鬼神をしてまねくも亡から使めば、是れ乃ち其のつくる所の酒醴菜盛の財を費すのみ。夫のこれを費すよりすれば、直にこれを汗鑿に注ぎてこれを棄るに非るなり。内は宗族、外は郷里、皆得てともにこれを飲食す。鬼神をしてまねくこと亡から使むと雖も、此れ猶ほ以て驪を合はせ衆を聚め、親を郷里に取る可し、と。（今執無鬼者曰、意不中親之利、而害爲孝子乎、子墨子曰、古今之爲鬼、非他也、有天鬼神、亦有山水鬼神者、亦有人死而爲鬼者、今有子先其父死、弟先其兄死者矣、意雖使然、然而天下之陳物曰、先生者先死、若是、則先死者非父則母、非兄而姒也、今絜爲酒醴菜盛、以敬慎祭祀、若使鬼神請有、是得其父母姒兄而飲食之也、豈非厚利哉、若使鬼神請亡、是乃費其所爲酒醴菜盛之財耳、自夫費之、非直注之汗鑿而棄之也、内者宗族、外者郷里、皆得如具飲食之、雖使鬼神請亡、此猶可以合驪聚衆、取親於郷里 〓 『墨子』卷之八 明鬼下第三十一）

墨子ここに、鬼神には三種類があるという。「天鬼神」・「山水鬼神」・「人死而爲鬼」の三種がそれである。つまり、天・地・人にそれぞれ鬼神があるのであるという。ただし、天・地には本来的に鬼神があるが、人だけは死んでから鬼神があることになるのであるという。

これらの三種の鬼神があり、先の杜伯のごとく、正義をこの世に

「氣」をめぐる『墨子』の思考様式について

（久富木成大）

確立するために、生きている人間に賞罰を下だすのであった。こうしたことからすれば、鬼神は積極的に社会の安寧秩序を作り出す働きをすることになるのである。したがって支配者は、ひたすら鬼神の存在を人民に信じこませることに努めることとなる。そうすれば、その賞をよるこび罰を恐れるのが常であるところの人間を、慎しませ、従順にする。そのため、支配が非常に容易になり、世の中がよく治まり、自ら秩序が形成されてくるということになるのである。

このことを一般化していえば、第一章でのべたところの「氣」を、ここでは人格化して述べているのだといえよう。そうして、その人格化された「氣」を利用して、天地の間にある「物」を整序し、秩序を実現しようとするのである。

墨子としては、かりに百歩をゆずって、本当は鬼神は無いのだとしても、鬼神の存在を信じこむことによって、以下のような利点があるのだという。つまり、鬼神を祭るには必ず清浄な酒や供え物を用意するのであるが、鬼神がいなくてこれを受けてくれなくても、祭祀にあずかる村落の人々がこれを分かち、飲食を共にすることに よりそこに和が生じ、親密さが育ってくる。こうした現象は拡大されて広い地域に平和な社会を実現させるのである。

いずれにしても、鬼神の名によって、支配者はよりよい社会を作り出すものとしていたのである。したがって、このことは、人格化された「鬼神」をもとの「氣」に還元してみることによって、その本質を我々に知らせてくれるのである。ここにあるのは、やはり天地の間にある「氣」の操作に属することになるとみるべきであろう。

三、「氣」の操作と戦争

すでに述べたように、「天地の情」にかなう「氣」のあり方が存在し、そのような陰陽の「氣」のあり方を作り出すのが、聖人の「法」であった。したがって、後世の、しかも別人が、この聖人の「法」に則ることは、「天地の情」にもとづく調和を、つまり平和を天地の間に作り出すことでもあるのである。そのため、聖人の説いたというこの「法」にしたがって政治を執り行うことは、「氣」の操作をすむということと、ある一面で密接なかわりがあるのだということをお忘れてはならない。

墨子の説で、この「氣」の操作ということをより積極的にしたのが「鬼神論」に外ならない。なぜなら、すでに見てきたように鬼神はその属性が「氣」一般と重なることが多い、いわば形而上的な存在である。尤も、人間の鬼が、幽霊として人前に姿をあらわし、人々の耳目にふれることは特殊な場合ではあるのであるが。すでに前章で見たとおりであるが、「鬼神」は、「氣」に相当な程度の人格化がなされていると見てよいのであるが、両者の関係はこのようにとらえてまちがいはないであろう。鬼神には、人間への賞罰の意志と能力とが与えられていることによっても、このことを証することができるであろう。

鬼神の賞罰にかかわるさまざまな文章化された伝説、口頭でのいい伝え等々に依拠しつつ、支配者はただ、鬼神を祭祀することによって、いわゆる聖人の「法」を実現できることになる。これもまた、

「氣」の操作によって乱を平らげ、秩序を回復するということに連なる手法の一つであろう。

墨子の説く国内の政治は、こうして「氣」の操作と深いかわりをもって行われているのである。では、外国を治めること、つまり外国との戦争には、「氣」とのかわりかかわりでいかに対処すべきか、あるいはまた対処しようと墨子は見ているのであろうか。墨子の述べるところに従って、そのことを以下に見ていきたい。

○敵、東方を以て来れば、之を東壇に迎ふ。壇の高さ八尺、堂の深さ八、年八十の者八人、祭りを主る。青旗青神、長さ八尺のもの八。弩八、八發にして止む。將服は必ず青く、其の牲は雞を以てす。敵、南方を以て来れば、之を南壇に迎ふ。壇の高さ七尺、堂の深さ七、年七十の者七人、祭りを主る。赤旗赤神、長さ七尺の者七。弩七、七發にして止む。將服は必ず赤く、其の牲は狗を以てす。敵、西方を以て来れば、之を西壇に迎ふ。壇の高さ九尺、堂の深さ九、年九十の者九人、祭りを主る。白旗素神、長さ九尺の者九、弩九、九發にして止む。將服は必ず白く、その牲は羊を以てす。敵、北方を以て来れば、之を北壇に迎ふ。壇の高さ六尺、堂の深さ六、年六十の者六人、祭りを主る。黒旗黒神、長さ六尺の者六、弩六、六發にして止む。將服は必ず黒く、其の牲は麋を以てす。外宅の諸名大祠を徃す。靈巫禱ることあれば禱牲を給す。(敵以東方来、迎之東壇、壇高八尺、堂深八、年八十者八人、主祭、青旗青神、長八尺者八。弩八、八發而止、將服必青、其牲以雞、敵以南方来、迎之南壇。壇高七尺、堂深七、年七十者七人、主祭、赤旗赤神、長七尺者

七。弩七、七發而止、將服必赤、其牲以狗、敵以西方來、迎之西壇、壇高九尺、堂深九、年九十者九人、主祭。白旗素神、長九尺者九、弩九、九發而止。將服必白、其牲以羊。敵北方來、迎之北壇、壇高六尺、堂深六、年六十者六人、主祭、黑旗黑神、長六尺者六、弩六、六發而止、將服必黑、其牲彘、徙外宅諸名大祠。靈巫惑禱焉、給禱牲^⑧『墨子』卷之十五 迎敵祠第六十八)

ここでは、敵国が攻めてくるとき、どのような対応をすべきかについて述べている。そのなかでも先ず第一に神を祭り、その神の加護を祈り求めるべきであるという。

敵が東方から自国に追っているときは、国城の東方に壇を築き、そこに東方の神を迎えて祭るのである。その祭りの仕方は、八の数で統一されている。これは、後世の五行説をなんらかのかたちで、早くも反映し、とり入れているとみてよい。しかし、五行説形成のどの段階のものであるかは、ここでは詳かにはしえないが、祭りの方法は具体的には以下のごとくしてなされる。壇の高さが八尺、堂の広さは八尺四方。祭りに奉仕するのは、八十歳の老人、八人。また、八尺の旗を八本立て、弩弓は八張を備え、その弩弓から東方に向けて八本の矢を射る。さらに五行説でいう五色のなかから東方の色、つまり青色のものをそなえ、祭りをめぐる色彩を青色で統一させる。先にのべた八本の旗はすべて青色であり、この旗の下に、五行説でいう五帝のなかから青帝を迎える。更に、この東壇に参拝したのち、將軍は青色の軍服姿で敵との戦いに出発する。また、神にささげる犠牲の動物は雞^⑨である。

「氣」をめぐる『墨子』の思考様式について

(久富木成大)

敵が南方から侵攻しようとしている時には、国城の南方に壇を築いて祭りを挙行する。この際の祭りとは、五行でいう南方の数、五数のうちの「七」で統一する。壇の高さは七尺、堂は七尺四方、七十歳の老人七人が祭りをつかさどる。旗は七尺のものを七本立て、弩弓も七張を用意し、七度、矢を南方に発射する。また、五色のなかから、南方の赤色で祭事を統一する。七本の旗は赤色で、この旗の下に赤帝を迎える。將軍は赤色の軍服を身につける。さらに、神にそなえる犠牲としては、犬^⑩が用意されている。

敵が西方から攻めて来る場合には、国城の西方に壇をそなえて戦勝を祈る。この祭りも、五行でいうところの五数の、西方の数、九で統一される。祭壇の高さは九尺、祭堂の広さは九尺四方、祭りを司るのは九十歳の老人九人である。また、九尺の旗九本を立てる。そうして九張りの弩弓をそなえ、矢を西方に九度射る。さらに、この祭りもまた色の点で統一される。旗の色は五行の五色のうち、西方の白色、この旗の下に迎えるのは白帝であり、將軍の軍衣もまた白色である。神にそなえる犠牲は羊^⑪である。

北方から敵が進行して近づくときはどうか。祭壇を同じく国城の北方に築いて戦勝を祈願する。ここでも五行が登場し、五数の北方の数、六で統一される。壇の高さが六尺、祭堂は広さが六尺四方、六十歳の老人六人が祭りをつかさどる。又、六尺の旗六本を立て、弩弓六張りをそなえ、矢を六本、北方に向けて射る。さらに色の点でも五色のうち、北方の色で統一される。旗の色が黒であり、黒帝がその下に迎えられ、將軍の軍服の色は黒である。神にささげる犠牲は豚^⑫であった。

「氣」をめぐる『墨子』の思考様式について (久富木成大)

以上のべた東西南北に壇を築いて戦勝を祈る祭りとは別に、外敵が攻めて来たときには、国城の外にあるいくつかの名のある社は城内に移し、巫にそこで戦勝を祈らせた。その祭祀に犠牲がささげられた場合には、祭りの後、巫にも祭肉の分配が行われた。この祭りは、東西南北の祭壇での祭りの、いわば補助的な役わりを果たすものであり、祭壇の祭りとは無関係なものではあり得ない。

すでにふれたように、ここに述べた祭祀には五行思想の成立過程のありようが色濃く反映されているが、今はそれに触れない。今、我々がここで注目したいのは、この祭祀は結局のところ、東西南北それぞれの国城の場所および方向に、「氣」を集中し、強化しようとする。これらの祭りを通じてしていると見られることに對してである。五行説といえ、東壇には木氣が、南壇には火氣が、西壇には金氣が、北壇においては水氣が、と表現すれば、そのことの理解が容易になるであろう。

これらの祭祀を通じて、それぞれの方角では「氣」が強化され、そこに、いわば「氣」の城壁が堅固に築かれ、敵に備え、そこから敵を攻めるのであると見てよい。「氣」の城壁の中から、「氣」の兵士が打って出るのだといつてもよい。こうしたことからして、戦いの一面に、味方の「氣」と敵の「氣」との、いわば、「氣」と「氣」の戦いという一面があるということ、いいかえれば、「氣」の操作によって戦いが戦われるということに外ならない。したがって、「氣」の操作によって戦いが戦われる、あるいは戦えるという確信が、墨子にはあったのであると見てよいであろう。

戦いに右のような一面があるのだとすれば、「氣」によって味方の

軍の防備を固めようとするものは、敵軍の「氣」に無関心であるはずはない。当然のこととして、墨子にはこのことについて、以下のような記述がある。

○凡そ氣を望むに、大將の氣あり、中將の氣あり、小將の氣あり、往氣あり、來氣あり、敗氣あり。能くこれを明らかにすることを得るものは、成敗吉凶を知るべし。巫醫卜の長ずる所あるを擧ぐ。藥を具へて之を宮す。善く巫を舍するを爲すには、必ず公社に近くし、必らずこれを敬神す。巫卜は氣を望むに請を以て守に報じ、守ひとり巫卜の氣を望むの請を智るのみ。其の出入して流言を爲し、驚駭して吏民を恐れしむるは、謹しんでこれを微察して斷罪して赦さず。氣を望む舎は、守の宮に近くす。賢大夫及び方技ある者、もしくは工を収めてこれを弟し、屠酤者を擧げて、廚を置き事を給して之を弟す。(凡望氣、有大將氣、有中將氣、有小將氣、有往氣、有來氣、有敗氣、能得明此者、可知成敗吉凶、擧巫醫卜有所長、具樂宮之、善爲舍巫、必近公社、必敬神之。巫卜望氣以請報守、守獨智巫卜望氣之請而已、其出入爲流言、驚駭恐吏民、謹微察之、斷罪不赦、望氣舍、近守宮、収賢大夫及有方技者若工、弟之、擧屠酤者、置廚給事、弟之。『墨子』卷六十五 迎敵祠第六十八)

「望氣」はまた「候氣」ともいわれる。さまざまな目的で行われるが、それは一種の占いであり、予言の手段ともなる。こうした多くの目的のために、対象に属し、対象から発する「氣」の性質、および状態を観察するのである。

ここに『墨子』から引いた文章では、ことに冒頭の部分では、目

的については一般的に述べられている。しかし、この冒頭につけて述べられているところからすれば、戦争に際して、対戦国についておこなう「望氣」について、ここでは述べているのだということがわかる。

相手国の陣営からは、その軍隊固有の「氣」が立ちのぼるといふ。その「氣」は相手の軍に属しているものであり、その軍隊の一部であるとともに、本質的なものであるとされる。そのために、その「氣」を細心に観察することによって、戦いのなりゆきを予見することが可能であると、ここでは見ているとつてもよい。

相手国の軍隊に由来する「氣」に、「大将の氣」、「中將の氣」、「少將の氣」があるという、これらは相手の軍隊の指揮者の器量の大小を示すのであり、これによって、その敵軍の勢力をも推しはかる材料を得ることができるのである。

さらに敵陣営の「氣」には「往氣」、「来氣」、「敗氣」があるという。これらはその時点での敵陣営の戦力をそのままあらわし、直ちに戦いのなりゆきを占う材料となるのである。

ここに述べられた六種の「氣」は、ここにいうように、これによって戦いの「成敗吉凶を知るべし」とされる重大な性質のものである。

「候氣」ないしは「望氣」に従事する者は、ここでは「巫」と「卜」、つまり祈禱師と占い師が中心となる人材とされる。彼らは敵の「氣」を観測すると、その判断する所を国守に報告する。そうして、その「望氣」の結果は、国守以外の者には絶対に漏らしてはならないものとされる。もし他人、ことに人民に漏らすようなことがあれば、厳しく罰せられるのである。しかも、「望氣」にかかわる情報が、国

王以外の何者にも漏れないようにするために、「巫」と「卜」との宿舎は、できるだけ国王の宮殿に隣接していなければならぬとまでされている。

ここにみてきたように、「望氣」による情報は、国王一人によって厳しく管理される性質のものとして位置づけられている。ここではそれを、「望氣」の情報が人民の心をいたずらに乱してはならないからだとしている。しかしそのみには止まらないであろう。その真の理由はおそらくはここになく、すでに指摘した、「望氣」が戦術上に大きな力があると信じられていたとすると有ると見るべきである。墨子の、軍事上における「望氣」の、このような高い位置づけには十分な注目が払われなければならない。

敵の城内への進攻の事実が明らかになると、それぞれの侵入路にあたる方角において祭祀がなされる。その祭祀は結局のところその地点における、特定の方角の「氣」を強化し、いわば「氣」のバリケードをそこに築くものであった。そのようにして蓄えられ、強化された「氣」が、敵軍のわが国城への侵入を防いでくれるという考え方があったのである。

一方で「氣」を養い、強化してそれを蓄えることをする。他方では「望氣」を行なう。「望氣」はすでに見てきたように、敵の実情を敵方の「氣」によって判断する手段であった。「巫」と「卜」との観測する敵陣の「氣」は遂一国王のみに報告され、国王以外には重臣にも、ましてや一般人民には絶対に漏らされることのないものであった。

戦争にはさまざまな側面がある。ここに『墨子』から引いた二つ

の文章では、戦いがいわば敵と味方との、「氣」と「氣」のぶつかりあいであるとする側面があるという見解が、明確なかたちで述べられている。

東西南北の、その方角の「氣」を強化し蓄えるという目的で举行される祭祀は、いわば「氣」の操作そのものと見ることができよう。一方では「望氣」によって敵方の「氣」のありようを探り、それにもとづいて適正な攻撃をする。国王は「氣」を操作し、あるいはまた「氣」をめぐる情報を独占し、管理することによって、戦争の「氣」のレベル、ないしは側面の主宰者としての地位を占めることになる。他国への支配を、右に述べたような「氣」を操作し、司ることによって達成できることもあるのであるということ、墨子は主張する。このことから、戦争という機会をとらえて「氣」を操ることによって、国王にとって他国を治めることが、自国を治めることの延長線上に位置させられることとなったといってもよいであろう。

おわりに

天地の間の万物が陰陽二氣の離合集散によって生成されるといふ、当時の中国における人々の一般的な物質生成観を、墨子も基本的にとり、それをしっかりと踏まえている。しかしながら墨子は単なる二氣の離合集散のみで物質の生成を十分なものとはしない。二氣のあり方に天地が関与し、「天地の情」というかたちで二氣に対して、ほどよい理想的なあり方を与えているのであると墨子はいふ。

他方、聖人の「法」というものがあり、この「法」にのっとるか

ぎり「天地の情」にもかない、人民も喜んで従うのが常のことであるという。したがって、聖人の「法」は「天地の情」の、正確な解釈の上に成り立っているものとすることもできるであろう。そのために、後世の、ことに墨子の同時代の為政者は聖人の「法」を實行するかぎりにおいて安泰であるはずである。ところが現実にはその反対に、自らの失政によって天下を乱し、命まで失うものも多かったのである。

墨子は、聖人の「法」の根本は節儉にあるとする。人民から重税をとりたてて支配者だけが奢侈を楽しみ、人民は飢寒に苦しむというあり方は、聖人の「法」からは最も遠いところにあると墨子は考へる。支配者が節儉を守り、民衆とともに日々の生活を楽しみ、社会が安定し、平和であることが実現するのは、聖人の「法」にのっとることによってのみありうるのであると、墨子は主張する。

墨子のとなえる聖人の「法」は、前述のごとく「天地の情」そのものであり、「天地の情」はまた陰陽二氣の調和的あり方そのものであったのである。したがって、墨子のいうところの聖人の「法」による政治を執ることは、その根底において「氣」の調和への強い意欲が秘められて成立しているのだということができる。そのために、聖人の「法」にしたがうことは、実際には「氣」の操作という作業に参加していることになり、「氣」を表面に出すことがなくても、現実には「氣」に依拠して政治を行なっていることになるのである。

墨子のいう鬼神は、見てきたように「氣」の人格化されたもの以外ならない。したがって、鬼神に依拠した政治もやはりまた「氣」による政治そのものとあまり違わない。

よくいわれるように、戦争もまた政治の延長であるところがある。墨子は戦争における「氣」と「氣」の闘争という一面を重視する。当然のこととして、「氣」の操作による戦争の有効性を墨子は主張し、これによって勝利を収め、その結果、外国をも治めることができるのであると、墨子は、こうした所からも考えていたということができよう。

墨子の思想は多方面にわたるものの、その根幹にあるものは政治思想であるとしてよいであろう。その墨子の思想の中核をなす部分はずでに見てきたように「氣」の操作ということによって支えられている。戦国期に陰陽五行の思想が整備され、それを儒家や兵家等々がとり入れて、それぞれが自家薬籠中のものとしていった。しかし墨子においては、その点において深化が見られず、単純で独自性に欠けるという傾向がある。漢以後において、墨子およびその後学の思想と学問がおとろえ、清朝に至るまで絶学の状態におち入りつけていたのも、その原因の主要な部分は、ここにあると見るべきであらう。

註

- ①畢崔（一七三〇～一七九七）、清朝、乾隆皇帝の時代の学者。その校定注解する『経訓堂墨子』が乾隆帝の末年、一七八三年に刊行された。なお、同書は『十二子全書』、『百子全書』におさめられて流通したが、現在出版中の上海古籍出版社『諸子百家叢書』にも收入され、容易に見ることができよう。
- ②『支那文を読むための漢字典』昭和十五年、文求堂初刊。引用は昭和四十九

「氣」をめぐる『墨子』の思考様式について（久富木成大）

年。山本書店・書籍文物流通会刊本による。

- ③この部分の『墨子』の原文は「足以別男女之禮」。ここには古来、注解がつけられていない。早大出版部明治四十四年刊、漢籍国字解全書『墨子』上では、「宮室を繞る牆垣の高きは、以て内外の界を立て、男は外に居り女は内に居る禮法を立てて區別するに足るべく爲し」と国訳し、「男は外に居り、女は内に處るを以て禮となす」と注している。
- ④『墨子聞話』にも明白な説明はない。周王朝の歴史書であるにはちがいないが詳細については不明。なお、鬼神さわぎの発端となった周の宣王の杜伯刑殺のことは『竹書紀年』に、「四十三年、王殺大夫杜伯、其子隰叔、出奔晉」（朱右曾輯録、王国維校補『古本竹書紀年』宣王）と記されている。
- ⑤宣王の在位については、『中国歴史紀年表』（萬国鼎編）に八二七～七八二年 BC という。また墨子の生卒年は『先秦諸子繫年』（錢穆著）下冊『先秦諸子繫年通表』に四八〇～三九〇 BC とあるのに拠った。
- ⑥当時の狩猟は、軍事演習をかねて行なわれるのが普通であった。一九六五年、中華書局刊、楊寬著『古史新探』所収「大蒐禮新探」参照。
- ⑦この部分は、必ずしも『周之春秋』の内容ととらなくてもよい。しかしこの文章のすぐ後を「以若書說觀之」と受けるので、『周之春秋』の文章ととることにした。
- ⑧疑當有神字、周禮大宗伯、天神地示人鬼、此則天神地示總曰鬼神、散文得通也。『墨子問話』。
- ⑨『洪範五行伝』では、五獸は木氣、雞。『管子幼官篇』では羽。
- ⑩『洪範五行伝』では、五獸は火氣、羊となっている。犬は白氣、金。『管子幼官篇』では七赤・毛である。
- ⑪『洪範五行伝』では、金氣、白、五獸は大である。『管子幼官篇』では介。甲羅のある動物。
- ⑫『洪範五行伝』では、水氣、豕。豚のことである。『管子幼官篇』では、六、黒で、鱗をあげている。

「氣」をめぐる『墨子』の思考様式について (久富木成大)

⑬ 近くは、以下のような例があり、よく知られている。「戦争は政治的継続」、在這點上説、戦争就是政治、戦争本身就是政治性質的行動、從古以來沒有不帶政治性的戰爭。……」（『毛主席語録』五・戦争與和平）。

〔付記〕

- (1) 小稿が主として拠った『墨子』の本文は一八九六年、中華書局刊、清、孫詒讓著『墨子閒詁』（新編諸子集成、孫以楷點校本）である。
- (2) 『墨子』の本文の決定、および解釈において、山田琢著『墨子』（上）（明治書院、昭和五十年）昭和六十二年）に受けた学恩は大きい。記して謝意を表したい。